公　告

諸　事　項

大井口土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する大井口土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年11月４日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年11月26日

関東農政局長　菅家　秀人

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年十一月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六三二八	七、九、一二	髙橋　稔
六三二九	七、九、一二	金山　孝治
六三三〇	七、九、一二	巣内　繁行
六三三一	七、九、一二	国吉　大陸
六三三二	七、九、一二	時原　裕介
六三三三	七、九、二六	佐藤　一寿
六三三四	七、九、二六	土谷　俊幸
六三三五	七、九、二六	北見　和生
六三三六	七、九、二六	濱垣　真美（業務上の呼称　鈴木　真美）
六三三七	七、九、二六	米濱　伸二
六三三八	七、九、二六	山下　武司

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年十一月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三一一	牧野　伸一	七、四、二六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三二五	山下　孝士	七、九、二六	本人からの申請
五四四	髙井　健浩	七、五、二八	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
九三九	関本　明	七、九、二六	本人からの申請
一〇七三	木村源八郎	七、五、二一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一一八三	砂子　貢	七、一、七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一四四七	蛭川　俊也	七、一、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月26日

北陸地方整備局長　髙松　諭

1　処分をした年月日　令和７年10月22日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中日本信和株式会社　山口　貴久　新潟県上越市大字上千原2667―16　国土交通大臣許可（般―４）第28746号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年10月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。